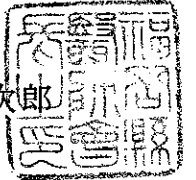


福岡県医発第523号（総）

平成15年 6月 6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



第14回中医協医療経済実態調査に対する協力について

標記調査について、日本医師会より別紙のとおり協力依頼があり、本会としても第8回全理事会(H15. 6. 5)で協議の結果、本調査に協することに決定いたしました。

本調査は、別添調査要綱により、一般診療所、病院、歯科診療所、保健薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的に実施されるものであります。

なお、調査依頼は各客体に直送されておりますことを申し添えます。

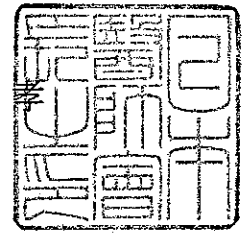
日医発第 136 号 (保 32)

平成 15 年 5 月 27 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井 栄



第 14 回中医協医療経済実態調査に対する協力について

中医協医療経済実態調査は、昭和 42 年 9 月の建議に基づき、第 1 回（昭和 42 年 11 月診療分）の調査を実施して以来、平成 13 年まで 13 回実施されて参りました。

今般、中医協において慎重に検討を重ねてきた結果、第 14 回の標記調査を本年 6 月に実施することが決まり、本年 5 月 14 日付で中央社会保険医療協議会の星野会長より本職宛協力依頼がありました。

本調査は、別添調査要綱により、一般診療所、病院、歯科診療所、保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的に実施されるものであります。医療経済実態調査は病院 1/5（特定機能病院等については 1/1、地域医療支援病院等については 1/2）、一般診療所 1/25、歯科診療所 1/50、保険薬局 1/25 を層化無作為抽出した医療機関等の客体における平成 15 年 6 月の 1 月間の実態について調査します。

本会としては、これらの調査に協力することといたしましたので、客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

第 1 4 回 医 療 経 済 実 態 調 査 （ 医 療 機 関 等 調 査 ） 要 綱

1 . 調 査 の 目 的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2 . 調 査 の 内 容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

3 . 調 査 の 対 象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4 . 調 査 の 客 体 及 び 抽 出 方 法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第 5、第 6 の層化は、病院と同じ地域分類（第 4、第 5 層化）によって行う。

キ 抽出率は 1 / 2 5 とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第 1 の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第 2、第 3 の層化は、病院と同じ地域分類（第 4、第 5 層化）によって行う。

エ 第 4 の層化は、常勤の歯科医師数を、1 人、2 人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は 1 / 5 0 とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第 1、第 2 の層化は、病院と同じ地域分類（第 4、第 5 層化）によって行う。

ウ 第 3 の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は 1 / 2 5 とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成 1 5 年 6 月の 1 月間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、往復郵送方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。